○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号及び三百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県木曽郡木曽町日義四七四七番二から同町日義四七四二番一まで	前	一一・八五～七四・八〇メートル　〇〇・一一三キロメートル
	後	二一・八六～七六・七一メートル　〇〇・一一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○近畿地方整備局告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の一部の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　業務の一部を廃止した者の名称

株式会社京都確認検査機構

二　業務の一部を廃止した者の住所

京都府京都市中京区二条通寺町東入榎木町８２番地

三　業務の一部を廃止した者の登録番号

近畿地方整備局長登録第三号

四　廃止した評価の業務の範囲

住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第三号に定める区分

五　廃止した年月日

平成二十四年十二月十六日

○近畿地方整備局告示第三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の一部の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　業務の一部を廃止した者の名称

株式会社確認検査機構アネックス

二　業務の一部を廃止した者の住所

滋賀県大津市末広町７番１号

三　業務の一部を廃止した者の登録番号

近畿地方整備局長登録第十二号

四　廃止した評価の業務の範囲

住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第三号に定める区分

五　廃止した年月日

平成二十四年十二月十六日

○九州地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
柳川市大和町豊原字沓形一四八番一から同市大和町徳益字流川七一八番まで	前	一一・四〇～一七・三〇メートル　〇〇・〇七八キロメートル
	後	一一・四〇～二四・三〇メートル　〇〇・〇七八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	柳川市大和町豊原字沓形一四八番一から同市大和町徳益字流川七一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月十五日

○北海道開発局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号及び二百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
旭川市台場二条五丁目三二一番五三地内	前	三〇・〇九～三一・六一メートル　〇〇・〇一八キロメートル
	後	二八・三一～三〇・〇九メートル　〇〇・〇一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部